

指定湖沼における自然浄化機能の活用の推進方策について

1. 総務省政策評価及び湖沼対策検討会における提言

- ・自然浄化機能の活用は、負荷削減と並んで水質改善に資するものであることから、自然浄化機能を活用した取組を促進するための環境づくりや、生態系及び水辺地の保全による浄化対策の推進を図る必要がある。このため、特別にヨシ原等の湖岸の植生を再生・保全すべき地区を指定し管理を徹底する方策を検討する。
- ・こうした取組を促進するため、地域住民の湖沼の水環境への関心の育成と自然浄化機能の回復による水質改善効果に対する理解を促進することにより地域住民の協力を得られるような施策を検討する。

2. 現状

- ・湖沼水質改善の取組の一環として、自然浄化能力を活用した取組を湖沼計画に位置付けている湖沼もある。
- ・諏訪湖では、新たな浄化の方策を検討するため、工法検討委員会を設置し、最適工法として挙げられた自然浄化機能を活用した工法を実験的に行いデータを取った事例がある。また、湖岸をいくつかのゾーンに分けて、親水性、景観、自然環境に配慮した新たな水辺環境整備を行う「水辺整備マスタープラン」が平成7年度に策定されている（AゾーンとDゾーンが完成し、現在EゾーンとGゾーンの整備が進められている）。
- ・滋賀県では、自然浄化機能等を見直すために、ヨシ群落を保全する条例を定め、琵琶湖のヨシ群落の保全を進めている。
- ・琵琶湖では、農林水産省、国土交通省が所管する各種対策を連携して集中的に水質保全対策を実施している事例もあり、その中で自然浄化機能を活用した取組も計画されている。
- ・霞ヶ浦では、自然浄化機能を活用したウエットランド、バイオパーク、浮きヨシ原、植生浄化施設が整備されている。
- ・児島湖では、しゅんせつ事業で発生した底泥の脱水ケーキを埋め立てて干潟を造成し、水辺環境の創造を行っている事例もある。

3. 制度的な課題等

- ・自然浄化機能を活用した取組については、必ずしも定量的な評価が確立しておらず、湖沼計画等へ施策体系の中での位置づけが不明確であることが指摘されている。

このような状況を踏まえ当面考えられる施策は以下の通り。

湖沼の水環境保全の観点から湖辺の植生を再生・保全すべき地区を指定し、自然湖辺の保全、自然護岸化、植生回復等により湖沼の自然浄化機能の確保・拡充を図る。

< 具体的方策 >

湖辺の植生を再生・保全すべき地区の指定

湖辺植生の再生・保全計画の策定、湖沼計画への位置付け

湖辺植生の再生・保全の実施促進に関する基本的方針

湖辺植生の再生・保全のための対策の実施

- ・自然護岸化事業
- ・植生回復・保全対策
- ・定量評価

普及啓発

植物の伐採禁止等の自然浄化機能確保のための水環境保全措置

例1. 霞ヶ浦の事例(西浦・大岩田 - 多自然型護岸)



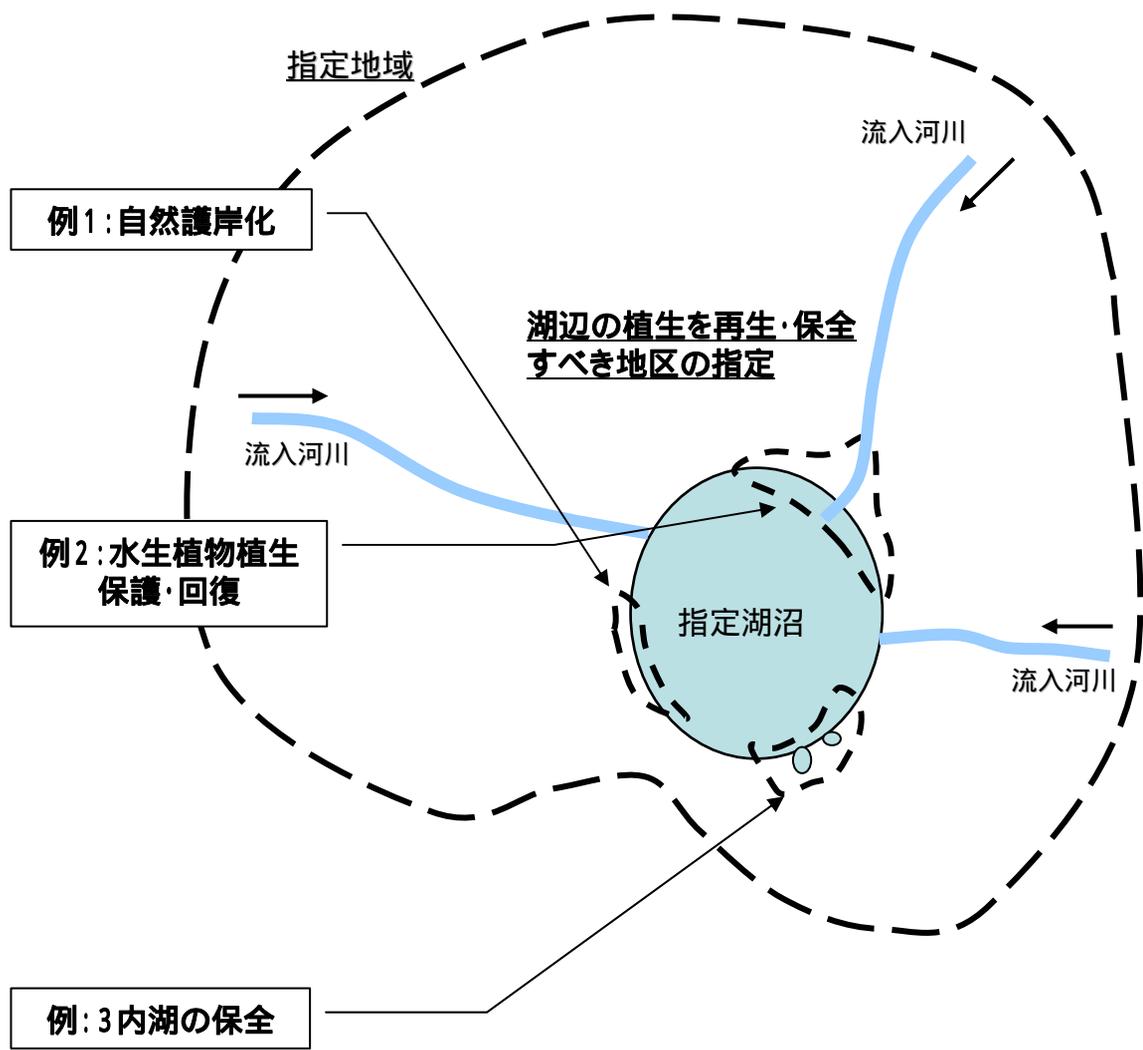
例2. 諏訪湖の事例(渋崎人工なぎさ)



例3. 琵琶湖の事例(西の湖)



湖辺の植生を再生・保全すべき地区の指定イメージ



参考資料

- ・ 自然浄化機能を活用した事業の湖沼計画への位置づけ . . . 1
- ・ 諏訪湖における実験事例 . . . 1
- ・ 新たな諏訪湖（水辺整備マスタープラン） . . . 3
- ・ 琵琶湖における自然浄化機能の活用事例 . . . 4
- ・ 霞ヶ浦における自然浄化機能の活用事例 . . . 8
- ・ 児島湖における水辺環境の創造に向けた事例 . . . 11
- ・ 植生による浄化効果の事例 . . . 12